

設計単価の誤りによる工事契約解除に係る調査確認委員会設置要綱

(設置)

第1条 「平下平窪配水管（第106-49号外）改良工事」において、設計単価に誤りがあったにもかかわらず、落札者が最低制限価格と同額で落札した案件（以下「当該案件」という。）について、事実確認等の必要な調査を実施し、改善措置等を検討するため、設計単価の誤りによる工事契約解除に係る調査確認委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌し、水道事業管理者に報告するものとする。

- (1) 当該案件に関する事実の調査に関すること。
- (2) 当該案件の再発防止のために必要な改善措置の検討に関すること。
- (3) その他当該案件の調査について必要と認める事項

(組織等)

第3条 委員は、入札契約及び工事検査等の事務を担う市職員（今回の事務に関わった職員を除く。）及び学識経験を有する外部有識者から選任する。

2 委員の任期は当該調査等の事務が終了するまでの期間とし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期も同様とする。

3 委員会に委員長を置く。

4 委員長は、委員の互選により選任する。

5 委員長は、委員会を代表し、委員会を総括する。

6 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

7 委員会の設置期間は、当該調査等の事務が終了するまでの期間とする。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞き、又は説明を求めることができる。

(秘密を守る義務)

第5条 委員は、所掌事務の遂行に当たり知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

(関係部局の協力)

第6条 委員会は、必要に応じて関係部局の協力を求めるものとし、関係部局は、委員会の事務が円滑に処理できるよう、資料の提出その他必要な協力をするものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、財政部契約課並びに水道局総務課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和6年3月29日から実施する。